平成２３年（フ）第３９号
秋田県大館市曲田字沢口57番地１、前住所東京都小平市学園西町２丁目28番５―204号
債務者　畠山　久美
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第６０号
茨城県石岡市石岡２丁目11番地４コーポイーストサイド201号室
債務者　沼崎　敦子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
福島県二本松市原田47番地５
債務者　佐藤真理子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１６号
福島県相馬市百槻字蓬田126番地の２
債務者　梅津　雪枝
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第２０号
福島県相馬市原釜字札ノ沢75番地の２コーポウイング302号室
債務者　宍戸美佐子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第５１６号
千葉県習志野市藤崎５丁目７番２―203号
債務者　大貫　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５１７号
千葉県習志野市藤崎５丁目７番２―203号
債務者　大貫ジュビリンシオソンこと　オオヌキジュビリンシオソン
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５４５号
千葉県八千代市村上1113番地１　１街区31棟1108号
債務者　小林　茂雄
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６０４号
千葉県市川市中国分４丁目１番17号　誠和荘202号
債務者　羽深　純代
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２号
石川県白山市八ツ矢町463番地
債務者　番井　　満
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１２７号
石川県河北郡津幡町字太田ほ177番地53
債務者　谷内　完予
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１３６号
金沢市田上１丁目119番地　グリーンハイツＩ　101号、従前の住所秋田県大館市清水３丁目１番24―24号
債務者　奈良　夕子（旧姓佐藤・河田）
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６０号
石川県石川郡野々市町御経塚５丁目37番地県営16―12、従前の住所石川県白山市村井町1775番地
債務者　寺本　雅紀
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１６８号
金沢市寺中町ホ54番地１　イーハトーヴＩ202号室
債務者　松永　　幸
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第１７９号
石川県白山市徳丸町403番地１　シティハイム101号、従前の住所石川県白山市阿弥陀島町８番地
債務者　徳井　俊洋
1　決定年月日時　平成23年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
山梨県大月市猿橋町猿橋289番地　市営アツクメ団地１―304号
債務者　野尻　理恵
1　決定年月日時　平成23年６月１日午後１時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第３１号
山梨県富士吉田市新西原４丁目15番15号
債務者　渡邊　洋子
1　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係